

船舶事故調査報告書

令和4年9月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和4年1月10日 10時00分ごろから12時15分ごろまでの間 （死亡時刻：令和4年1月10日 15時33分）
発生場所	佐賀県唐津市高島東方沖 唐津港東港東防波堤灯台から真方位066° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯33° 28.8′ 東経130° 00.3′）
事故の概要	漁船玉島丸は、漂泊して揚網作業中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和4年1月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 玉島丸、4.94トン SA3-25004（漁船登録番号）、個人所有 10.85m（Lr）×2.39m×0.87m、FRP ディーゼル機関、154kW、昭和56年6月5日 第290-66771号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年10月12日 免許証交付日 平成29年12月18日 （令和4年12月18日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、気温 9.1℃～ 11.4℃ 海象：波向 南西、波高 約0.5m、水温 約15℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の揚網作業の目的で、令和4年1月10日06時00分ごろ唐津市浜玉漁港近くの自宅を出て、同漁港から高島東方沖に仕掛けた刺し網の漁場に向かった。 浜玉漁港で別の港への上架準備作業をしていた漁船の船長（以下「僚船船長」という。）は、ふだん、昼前には漁を終えて戻って来ている本

	<p>船が戻っておらず、機器の故障などで揚網作業に時間が掛かっているのではないかと思い、船長の様子を見てから上架する港に向かうこととし、12時00分ごろ高島東方沖の刺し網漁の漁場に向かった。</p> <p>僚船船長は、12時15分ごろ漁場に到着し、本船に近づいたところ、海中で、本船の左舷船尾部の排気口にしがみついている船長を見つけた。</p> <p>僚船船長は、自船を本船の右舷側に接舷し、固定して本船に移り移って船長の様子を見たところ、意識があり、目を開けていたものの会話することは困難な状態であることを認めた。</p> <p>僚船船長は、船長を乾舷の高い船尾から乾舷の低い左舷船側に移動させようと、自身が着用していた救命胴衣を脱ぎ、船長に同救命胴衣をつかませ、船長が着用していたカッパの首周りをつかんで左舷船側へ移動して引き上げようとしたものの引き上げることができなかった。</p> <p>僚船船長は、船長が沈まないよう船内にあったロープで船体と船長の身体をつないだ後、自船に戻り、12時35分ごろ携帯電話で118番通報を行い、救助を要請した。</p> <p>船長は、僚船船長にカッパの首周りをつかまれた状態のまま、12時55分ごろ来援した巡視艇に救助され、唐津市唐津港東港地区まで運ばれた後、救急車で病院に搬送中、容態が急変し、搬送先の病院で処置を受けたものの、15時33分医師により死亡が確認され、死因は低体温症による致死性不整脈と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>僚船船長によれば、船長は、ふだん、06時30分ごろ揚網作業の目的で浜玉漁港を出港していた。</p> <p>船長が仕掛ける刺し網は、僚船船長によれば、1反分の網を連結して長さ約800～900mとし、その両端に旗と重りが取り付けられ、揚網機による作業には、漁獲量にもよるが、通常、約3時間を要し、本船のクーラーボックス内の漁獲物を確認したところ、ふだんよりも少し多めの魚が入っており、この漁獲物を揚げるには、僚船船長の経験上、早くても3時間ほど時間が掛かると考えられ、揚収が終わるのは10時00分ごろではなかったかとのことであった。</p> <p>本船は、僚船船長が自船を本船に接舷して乗り移った際、主機は中立状態で漂泊し、刺し網は前部甲板に揚がっており、刺し網と旗をつなぐロープは解け、旗と重りだけが海面及び海中に残っている状態であった。</p> <p>船長は、上下のウインドブレーカーにつなぎタイプの厚めの雨カッパと防寒着を着用し、長靴を履いていた。</p> <p>僚船船長は、船長を発見したとき、海面から顔だけが出て体力を消耗したように見え、自力で船に這い上がる状態ではないと思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p>

	<p>船長は、携帯電話を身に付けていなかった。 本船は、縄ばしご等を備え付けていなかった。 文献（「船員の低体温症対策ガイドブック」、一般社団法人海技振興センター、2017年2月発行）によれば、落水時における、水温、意識不明までの時間及び予想生存時間の関係は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="550 443 1423 869"> <thead> <tr> <th>水温</th> <th>意識不明までの時間</th> <th>予想生存時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0℃以下</td> <td>15分以内</td> <td>15分～45分</td> </tr> <tr> <td>0℃～5℃</td> <td>15分～30分</td> <td>30分～90分</td> </tr> <tr> <td>5℃～10℃</td> <td>30分～60分</td> <td>1時間～3時間</td> </tr> <tr> <td>10℃～15℃</td> <td>1時間～2時間</td> <td>1時間～6時間</td> </tr> <tr> <td>15℃～20℃</td> <td>2時間～7時間</td> <td>2時間～40時間</td> </tr> <tr> <td>20℃～25℃</td> <td>2時間～12時間</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	水温	意識不明までの時間	予想生存時間	0℃以下	15分以内	15分～45分	0℃～5℃	15分～30分	30分～90分	5℃～10℃	30分～60分	1時間～3時間	10℃～15℃	1時間～2時間	1時間～6時間	15℃～20℃	2時間～7時間	2時間～40時間	20℃～25℃	2時間～12時間	3時間以上
水温	意識不明までの時間	予想生存時間																				
0℃以下	15分以内	15分～45分																				
0℃～5℃	15分～30分	30分～90分																				
5℃～10℃	30分～60分	1時間～3時間																				
10℃～15℃	1時間～2時間	1時間～6時間																				
15℃～20℃	2時間～7時間	2時間～40時間																				
20℃～25℃	2時間～12時間	3時間以上																				
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>船長の死因は、低体温症による致死性不整脈であった。</p> <p>船長は、高島東方沖において落水し、舷外からの乗込み設備が備えられていなかったことから、船上に上がることができず、発見されるまでの長い時間、水温約15℃の海水に浸かり続け、低体温症を発症したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船に1人で乗り組み、06時30分ごろ浜玉漁港を出港し、15分ほどで到着する漁場で刺し網の揚網作業を始めたこと、僚船船長が本船の左舷船尾部の排気口にしがみついている船長を発見した際、本船には漁獲物及び網が揚げられ、本船のクーラーボックス内に漁獲物を取り込まれていたこと、及び僚船船長の経験上、漁獲量から、揚網作業に要する時間は約3時間であることから、刺し網を揚げ終わった10時00分ごろ以降に落水し、最長で約2時間海水に浸かっていた可能性があるものと考えられる。</p>																					
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、高島東方沖において、漂流して揚網作業中、船長が落水し、舷外からの乗込み設備が備えられていなかったため、船上に上がることができず、発見されるまでの長い時間、水温約15℃の海水に浸かり続けたことにより発生したものと考えられる。</p>																					
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶に1人で乗り組む船長は、漁を行う際、揚網作業時などに落水する場合がありますので、事前に縄ばしご等を装備し、安全を 																					

	<p>確保した上で作業を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶に 1 人で乗り組む船長は、防水パックに入れるなどの防水対策を施した携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。・ 乗船者は、暴露甲板上で作業を行う場合、救命胴衣を着用すること。
--	---

付図1 事故発生場所概略図

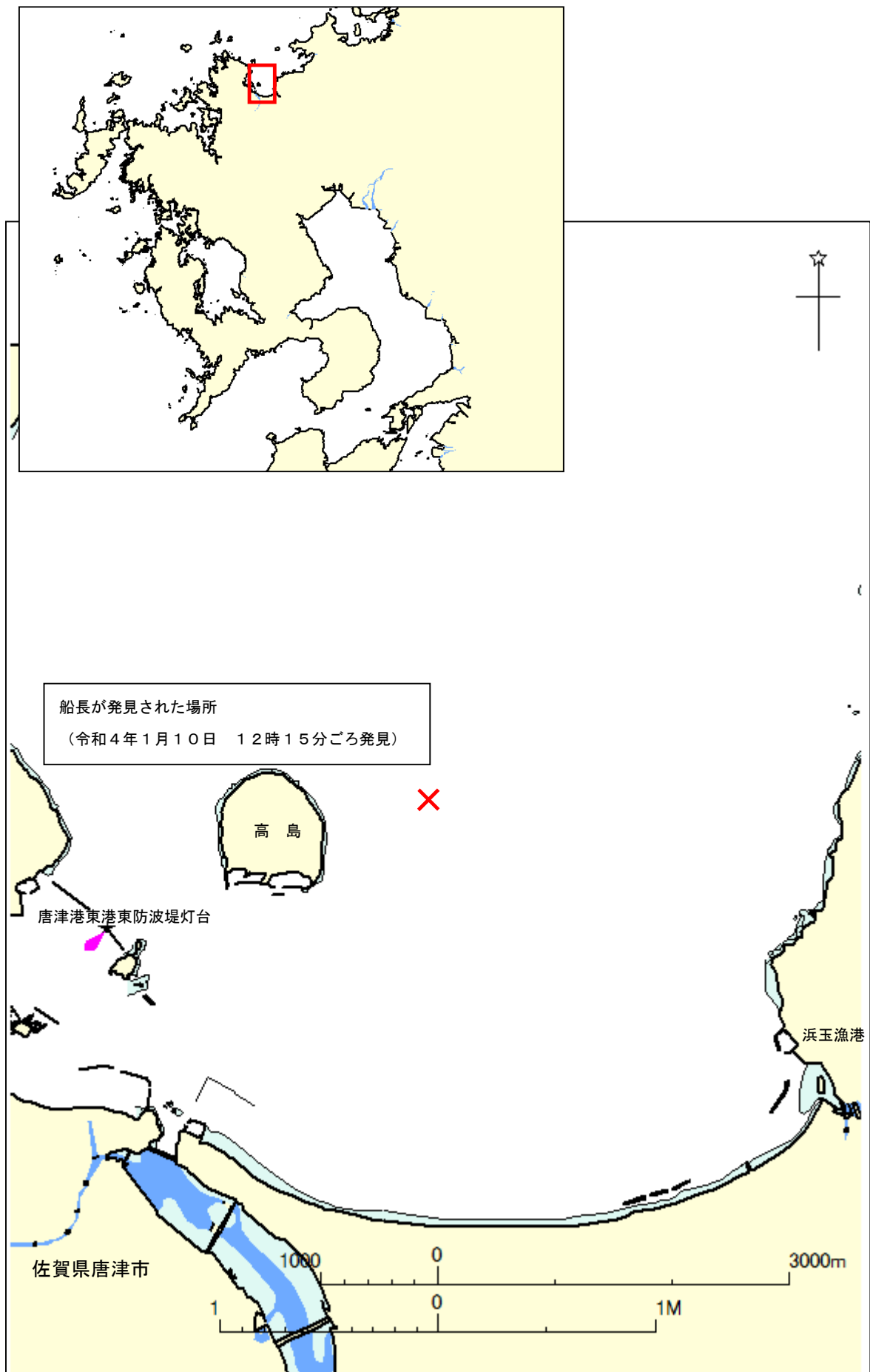


写真1 本船の状況

